

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年3月6日

大阪税関長 沖 部 望

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
株式会社Futajima Logi 大阪府大阪市住之江区南港東4丁目10番27号	株式会社Futajima Logi 大阪府大阪市住之江区南港東4丁目10番27号	廃業	—	令和5年2月28日